公益財団法人 東京都柔道連盟 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人東京都柔道連盟と称し、外国に対しては、Judo Federation of Tokyo [略称 J・F・T] と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都における柔道競技を統括し、柔道の普及、振興を図り、もって都民の心身の健全な発達に寄与する事を目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 各種柔道大会の開催及び後援
 - (2) 東京都を代表する選手の選考及び各種大会の派遣
 - (3) 柔道に関する研究及び指導普及
 - (4) 柔道に関する講習会の開催
 - (5) 柔道に関する指導者の育成
 - (6) 柔道に関する調査研究
 - (7) 機関紙 (ホームページを含む) 及び会員名簿の発行
 - (8) 加盟団体の育成強化及び個々の強化育成
 - (9) 功労者等の表彰
 - (10) 段位の審査及び推薦
 - (11) 会員の登録
 - (12) 公益財団法人全日本柔道連盟及び公益財団法人東京都体育協会への加盟
 - (13) 柔道に関する国際交流事業
 - (14) その他前条の目的を達成するために必要な事業
 - 2 前項の事業は東京都において行う。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、別表 に記載する財産のほか、評議員会で決議した財産をもって構成する。
 - 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとする時及び基本財産から除外しようとする時は、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書 類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会で承認 を受けなければならないこれを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類 を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 前項の承認を受けた書類の内、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監查報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値の内、重要なも のを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の 規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額 を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

- 第10条 この法人には評議員30名以上36名以内を置く。
 - 2 この法人の評議員は、各加盟団体1名以内、学識経験者6名以内とする。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。
 - 2 評議員選定委員会は、評議員2名、監事1名、次項の定めに基づいて選任され た外部委員2名の合計5名で構成する。
 - 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人、(過去に使用人となった者も含む)
 - 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ 推薦できる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該 候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事、及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職の状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成する事を要す。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することが出来る。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任 するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、 当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、 当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係わる決議は、当該議決後4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有 する。

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時評議員会終結のときまでとする。
 - 2 任期の前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した 評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後でも、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第13条 評議員に対して、各年度の総額が一人当たり25,000円を越えない範囲で、 評議員会において別に定める報酬等の支給の基準にしたがって算定した額を、報 酬として支給することが出来る。
 - 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償する事が出来る。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。関係役員はオブザーバーと して参加し意見を述べることができる。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に開催するほか、必要が有る場合 に開催する。

(招集)

(開催)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が 招集する。
 - 2 評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することが出来る。

(議長)

- 第18条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により決める。 (決議)
- 第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する 評議員を除く評議員の3分2以上に当たる多数をもって行われなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の 決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定め る定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に 定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第20条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第6章 役 員

(役員の設置)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く
 - (1) 理事 30名以上 40名以内
 - (2) 監事 3名以内

この法人の理事は各加盟団体1名以内、学識経験者10名以内

- 2 理事40名のうち常任理事を20名以内とする。
- 3 理事のうち1名を会長、1名を専務理事とする。
- 4 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法197条第1項において準用する同法第91条第1

項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。
 - 2 会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執 行する。
 - 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
 - 3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書 を作成する。
 - 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務 及び財産の状況の調査をすることが出来る。
 - 3 監事は、理事会、常任理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時評議員会の終結の時までとする。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなる時は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第26条 理事又は監事が次のいずれかに該当する時は評議員会の議決によって解任する 事が出来る。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。(役員の報酬等)
- 第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議 員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として 支給することができる。
 - 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償する事が出来る。 この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。会長がオブザーバーとして指名 するものは、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は5月と3月に開催するほか、必要がある場合には開催する。

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 (議長)
- 第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第 197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決 議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(常任理事会)

- 第35条 会長は、必要と認めた時は常任理事会を開催することができる。
 - 2 常任理事会は理事会の決議を得て、会長が指名する常任理事によって構成する。 細則第5章第10条に定める専門委員長が理事であるときは、必ず常任理事と する。
 - 3 常任理事会は理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を決議する。
 - 4 常任理事会の決議は、次の理事会で承認を受けるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更する事が出来る。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。 (解散)
- 第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能そ の他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取り消しを受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経 て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲 げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第40条 この法人の公告は、電子公告による。
 - 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

10章 細則

(細則)

第41条 この定款の施行に関する細則は、評議員会及び理事会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条 第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に 定める特例民法法人解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規 定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事 業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、 福田二朗 とする。
- 4 この法人の最初の専務理事は、関根 忍 とする。

別表 基本財産 (第5条関係)

有価証券 300,000,000 円 定期預金 51,940,000 円 普通預金 2,144 円

なお、この別表の基本財産に変更が生じた場合は、評議員会で決議する。

附則

- 1 この定款は設立登記の日から施行する。
- 2 この定款は平成25年5月25日から施行する。
- 3 この定款は令和4年6月12日一部改正し同日から施行する。